

令和2年3月「茨城県用地測量共通仕様書」 新旧対照表

旧	新
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この用地測量等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、用地測量等に係る業務の適正な執行を期するため、契約書第1条に定める共通仕様書として、茨城県測量作業共通仕様書に定めのない事項について補完するとともに、用地測量等の実施に当たり必要な細目を定めるものである。</p> <p>2 用地測量は、この共通仕様書に定めのない事項については、国土交通省公共測量作業規程の準則(平成22年国土交通省告示第334号)に基づき行うものとする。</p> <p>3～4：略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2)：略</p> <p>(3)「<u>地図</u>」とは、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条又は不動産登記法施行規則の一部を改正する等の省令(平成17年法務省令第18号)より廃止された土地台帳法施行細則(昭和25年法務府令第88号)第2条第1項の規定により、管轄法務局に備えられた地図をいう。</p> <p>(4)～(6)：略</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この用地測量等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、用地測量等に係る業務の適正な執行を期するため、契約書第1条に定める共通仕様書として、茨城県測量作業共通仕様書に定めのない事項について補完するとともに、用地測量等の実施に当たり必要な細目を定めるものである。</p> <p>2 用地測量は、この共通仕様書に定めのない事項については、国土交通省公共測量作業規程の準則(平成28年国土交通省告示第565号) <u>を準用する茨城県公共測量作業規程</u>に基づき行うものとする。</p> <p>3～4：略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2)：略</p> <p>(3)「<u>公図等</u>」とは、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条又は不動産登記法施行規則の一部を改正する等の省令(平成17年法務省令第18号)より廃止された土地台帳法施行細則(昭和25年法務府令第88号)第2条第1項の規定により、管轄法務局に備えられた地図をいう。</p> <p>(4)～(6)：略</p>

(施行上の義務及び心得)

第3条 受注者は、用地測量等の実施に当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 用地測量等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容を、他に漏らしてはならない。
- (2)～(3)：略

第4条～第10条：略

(精度管理による成果品の修補等)

第11条 受注者は、成果品の提出に先立ち、監督員が精度管理のために成果品の一部または全部の仮提出を求めるときは、これに応じなければならない。

- 2 受注者は、前項の仮提出した成果品について、監督員から質問等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えなければならない。
- 3 受注者は、第1項の仮提出した成果品について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(精度管理対象外の成果品の修補等)

第12条 受注者は、精度管理対象外の成果品について、前条第3項で受けた指示事項に類似の事項があるときは、速やかに、これを再検討又は修補しなければならない。

(施行上の義務及び心得)

第3条 受注者は、用地測量等の実施に当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 用地測量等で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容を、他に漏らしてはならない。
- (2)～(3)：略

第4条～第10条：略

(精度管理による成果物の修補等)

第11条 受注者は、成果物の提出に先立ち、監督員が精度管理のために成果物の一部または全部の仮提出を求めるときは、これに応じなければならない。

- 2 受注者は、前項の仮提出した成果物について、監督員から質問等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えなければならない。
- 3 受注者は、第1項の仮提出した成果物について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(精度管理対象外の成果物の修補等)

第12条 受注者は、精度管理対象外の成果物について、前条第3項で受けた指示事項に類似の事項があるときは、速やかに、これを再検討又は修補しなければならない。

(地図の転写)

第13条 受注者は、調査区域内の土地について当該土地の所有地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所(以下「管轄法務局」という。)において、次の各号に定める方法により、当該土地に関する地図を転写しなければならない。ただし、地図の転写が困難な場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 地図の着色に従って着色する。
- (2)～(3)：略

(土地の登記記録の調査)

第14条 受注者は、調査区域内の土地について、管轄法務局の土地の登記記録により次の各号に定める調査を行わなければならない。

- (1)～(4)：略
- (5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名又は名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6)～(7)：略

(建物の登記記録の調査)

第15条 受注者は、調査区域内の建物について、管轄法務局の建物の登記記録により次の各号に定める調査を行い、建物の登記記録調査表(様式第11号)を作成しなければならない。

- (1) 建物の所在地及び家屋番号並びに主家、附属の別
- (2) 建物の種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付
- (3)～(7)：略

(公図等の転写)

第13条 受注者は、調査区域内の土地について当該土地の所有地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所(以下「管轄法務局」という。)において、次の各号に定める方法により、当該土地に関する公図等を転写しなければならない。ただし、公図等の転写が困難な場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 公図等の着色に従って着色する。
- (2)～(3)：略

(土地の登記記録の調査)

第14条 受注者は、調査区域内の土地について、管轄法務局の土地の登記記録により次の各号に定める調査を行わなければならない。

- (1)～(4)：略
- (5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名又は名称、権利の種類及び内容、順位番号並びに権利の始期及び存続期間
- (6)～(7)：略

(建物の登記記録の調査)

第15条 受注者は、調査区域内の建物について、管轄法務局の建物の登記記録により次の各号に定める調査を行い、建物の登記記録調査表(様式第11号)を作成しなければならない。

- (1) 建物の所在地及び家屋番号並びに主家、附属家の別
- (2) 建物の種類、構造及び床面積、建築年次並びに登記原因及びその日付
- (3)～(7)：略
- (8) 建物図面折込帳に建物図面がある場合は、これを転写しなければならない。

(地積測量図等の転写)

第16条 受注者は、調査区域内の土地について、管轄法務局の土地図面綴込帳に地積測量図がある場合、建物図面綴込帳に建物図面がある場合は、これを転写しなければならない。

2 地積測量図と現地に不突合がある場合は、監督員に報告しその指示に従わなければならない。

(権利者の確認調査)

第17条 受注者は (以下, 略)

2～4 : 略

5 受注者は、相続人が不明等の理由により権利者の確認が困難なものがある場合は、監督員に報告しその指示に従わなければならない。

この場合において、権利者の確認が未確定のまま調査を終了することになった場合は、各成果品における権利者名は亡〇〇と記載するものとする。

(地図の作成)

第18条 受注者は、第13条及び第14条に定める調査が完了したときは、転写地図各葉を複写して連続させた地図を作成し、その地図に土地所有者名及び工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線を記入するとともに、管轄法務局名及び転写を行った者の記名押印を行うものとする。

第19条 : 略

(地積測量図等の転写)

第16条 受注者は、調査区域内の土地について、管轄法務局の土地図面綴込帳に地積測量図等がある場合、これを転写しなければならない。

2 地積測量図と現地に不突合がある場合は、監督員に報告しその指示に従わなければならない。

(権利者の確認調査「当初・追跡」)

第17条 受注者は (以下, 略)

2～4 : 略

5 受注者は、相続人が不明等の理由により権利者の確認が困難なものがある場合は、監督員に報告しその指示に従わなければならない。

この場合において、権利者の確認が未確定のまま調査を終了することになった場合は、各成果物における権利者名は亡〇〇と記載するものとする。

(公図等転写連続図の作成)

第18条 受注者は、第13条及び第14条に定める調査が完了したときは、公図等転写連続図各葉を複写して連続させた地図を作成し、その地図に土地所有者名及び計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線を記入するとともに、管轄法務局名及び転写を行った者の記名押印を行うものとする。

第19条 : 略

(公共物管理者等との打ち合せ)

第20条 受注者は、調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、監督員の指示に基づき、公共用地境界確定(境界確認を含む。以下同じ。)の方法について、当該管理者等と打ち合せを行わなければならない。

(資料の作成及び境界の確認)

第21条 受注者は、前条の打ち合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき、公共用地境界確定のための手続き、また、必要に応じて地形測量や縦横断測量などの成果やその他の資料収集及び作成を行わなければならない。

2 受注者は、公共物管理者等が現地において、公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 受注者は、前条の打ち合せの結果第18条により作成した転写連続図その他資料を基に地形測量等を行い調整後の公共用地境界の形状を、公共物管理者等が公共用地境界確定とみなした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第26条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第22条 受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかにその確定した公共用地境界の図面等の作成を行わなければならない。

第23条：略

(公共用地管理者等との打ち合せ)

第20条 受注者は、調査区域内に公共用地管理者等が管理する土地が存するときは、監督員の指示に基づき、公共用地境界確認の方法について、当該管理者等と打ち合せを行わなければならない。

(資料の作成及び協会の確認)

第21条 受注者は、前条の打ち合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき、公共用地境界確認のための手続き、また、必要に応じて地形測量や縦横断測量などの成果やその他の資料収集及び作成を行わなければならない。

2 受注者は、公共用地管理者等が現地において、公共用地境界確認作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 受注者は、前条の打ち合せの結果第18条により作成した転写連続図その他資料を基に地形測量等を行い調整後の公共用地境界の形状を、公共用地管理者等が公共用地境界確認とみなした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第26条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

(公共用地境界確認後の図書の作成)

第22条 受注者は、前条の境界確認作業が完了したときは、速やかにその確認した公共用地境界の図面等の作成を行わなければならない。

第23条：略

(境界確認)

第24条 受注者は、調査区域内の民有地等について、第25条に定める土地の境界の確認作業を行うにあたり、必要な土地の所有権、借地権、地上権等の土地境界確認者名簿(様式第14号)を、第14条及び17条に定める調査の結果に基づき作成しなければならない。

2：略

第25条：略

(境界点の確認)

第26条

1～2：略

3 受注者は、第1項に定める境界の確認において、次の各号の一に該当する事態が生じたときは、その事由等を監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(1)～(2)

(3) 必要な境界点を確定するために調査区域以外の境界確認又は測量を権利者から要求されたとき。

第27条：略

(境界確認)

第24条 受注者は、調査区域内の民有地等について、第25条に定める土地の境界の確認作業を行うにあたり、必要な土地の所有権、借地権、地上権等の土地境界確認者名簿(様式第14号)を、第14条及び第17条に定める調査の結果に基づき作成しなければならない。

2：略

第25条：略

(境界点の確認)

第26条

1～2：略

3 受注者は、第1項に定める境界の確認において、次の各号の一に該当する事態が生じたときは、その事由等を監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(1)～(2)

(3) 必要な境界点を確認するために調査区域以外の境界確認又は測量を権利者から要求されたとき。

第27条：略

(補助基準点の設置)

第28条 受注者は、[第21](#)及び第22条に基づき[確定](#)した公共用地並びに第25条及び第26条に基づき[確定](#)した私有地の境界点を観測するために必要となる補助基準点を4級基準点以上の基準点から設置しなければならない。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

2：略

(補助基準点の設置)

第28条 受注者は、[第21](#)条及び第22条に基づき[確認](#)した公共用地並びに第25条及び第26条に基づき[確認](#)した私有地の境界点を観測するために必要となる補助基準点を4級基準点以上の基準点から設置しなければならない。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

2：略

(境界測量)

第29条 受注者は(以下、略)

2 この観測は、測量地域の地形、地物等の状況等を考慮し、次のとおり行うものとする。

(1) TS等を用いる観測は、次表を標準とする。

表：略

(2) キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、下記の規定を準用する。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE 20mm	ΔN : 水平面の南北 方向 のセット間隔差 ΔE : 水平面の東西 方向 のセット間隔差 ただし、平面直角座標値で比較することが出来る。
摘要	①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6個以上とする。ただし、 GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ② GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量器を使用すること。			

(3) 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の**座標地**は、2セットの観測から求めた平均値とする。

3 受注者は、前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び**方向**を計算により求めるものとする。

4：略

(境界測量)

第29条 受注者は(以下、略)

2 この観測は、測量地域の地形、地物等の状況等を考慮し、次のとおり行うものとする。

(1) TS等を用いる観測は、次表を標準とする。

表：略

(2) キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、下記の規定を準用する。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE 20mm	ΔN : 水平面の南北 成分 のセット間隔差 ΔE : 水平面の東西 成分 のセット間隔差 ただし、平面直角座標値で比較することが出来る。
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6個以上とする。ただし、 GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。			

(3) 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の**座標値**は、2セットの観測から求めた平均値とする。

3 受注者は、前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び**方向角**を計算により求めるものとする。

4：略

<p>(用地現況測量)</p> <p>第30条 受注者は、<u>用地平面図</u>の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を観測するものとする。</p> <p>第31条～第33条：略</p> <p>(面積計算の範囲)</p> <p>第34条 面積計算の範囲は、第25条に定める土地を単位とし、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1)：略</p> <p>(2) 土地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び<u>用地所得</u>の対象となる土地以外の土地（残地）の面積。</p> <p>(3)：略</p> <p>(用地実測図等の作成)</p> <p>第35条 受注者は、用地実測図（データファイル）等の作成に当たり、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 用地実測図原図（データファイル）は、境界・現況測量により得られた成果に基づき、次の事項から監督員が指示する事項を記入する。</p> <p>ア～キ：略</p> <p>ク 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び<u>土地測量</u>に従事した者の記名</p> <p>ケ～セ：略</p> <p>(2) 用地平面図（データファイル）には、次の項目を表示する。</p> <p>ア～カ：略</p> <p>キ <u>建物</u>及び工作物</p> <p>ク～サ：略</p>	<p>(用地現況測量)</p> <p>第30条 受注者は、<u>用地平面図データファイル</u>の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を観測するものとする。</p> <p>第31条～第33条：略</p> <p>(面積計算の範囲)</p> <p>第34条 面積計算の範囲は、第25条に定める土地を単位とし、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1)：略</p> <p>(2) 土地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び<u>用地取得</u>の対象となる土地以外の土地（残地）の面積。</p> <p>(3)：略</p> <p>(用地実測図等の作成)</p> <p>第35条 受注者は、用地実測図（データファイル）等の作成に当たり、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 用地実測図原図（データファイル）は、境界・現況測量により得られた成果に基づき、次の事項から監督員が指示する事項を記入する。</p> <p>ア～キ：略</p> <p>ク 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び<u>土地の測量</u>に従事した者の記名</p> <p>ケ～セ：略</p> <p>(2) 用地平面図（データファイル）には、次の項目を表示する。</p> <p>ア～カ：略</p> <p>キ <u>建物等</u>及び工作物</p> <p>ク～サ：略</p>
--	---

(土地調書作成)

第36条 受注者は、第3章及び第4章に定める業務成果品により、土地調書(様式第16号の1、第16号の2)を電子媒体で作成するものとする。

(検証)

第37条 受注者は、受注に係る業務がすべてに完了したときは、各成果品について十分な検証(受注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。)を行わなければならない。

2：略

別記1

成果品一覧表

- 1. 各成果品の提出部数は、土地調書は2部、他は1部とする。
- 2. 成果品の一覧は次のとおりとする。ただし、提出する成果品は、特記仕様書で指示するものとする。
- 3. 用地測量の成果等は、仕様書に定められたファイル形式で納品することを原則とする。

注：様式番号は茨城県用地測量等共通仕様書

- 一覧表中「成果品」(6箇所)
- 番号1の成果物の名称「作業計画書」
- 番号12の規格等「様式18号」
- 番号22の規格等「 」

(土地調書作成)

第36条 受注者は、第3章及び第4章に定める業務成果物により、土地調書(様式第16号の1、第16号の2)を電子媒体で作成するものとする。

(検証)

第37条 受注者は、受注に係る業務がすべてに完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が、受注に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。)を行わなければならない。

2：略

別記1

成果物一覧表

- 1. 各成果物の提出部数は、土地調書は2部、他は1部とする。
- 2. 成果物の一覧は次のとおりとする。ただし、提出する成果物は、特記仕様書で指示するものとする。
- 3. 用地測量の成果等は、仕様書に定められたファイル形式で納品することを原則とする。

注：様式番号は茨城県用地測量等共通仕様書

- 一覧表中「成果物」(6箇所)
- 番号1の成果物の名称「業務計画書」
- 番号12の規格等「参考資料」
- 番号22の規格等「参考資料」

	<p>各種様式において、変更があるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">○様式第1号○様式第2号○様式第3号○様式第4号○様式第6号○様式第7号○様式第9号○様式第10号○様式第11号○様式第13号の2○様式第15号の1○様式第15号の2○様式第17号○様式第18号
--	--